

登別市児童デイサービスセンター
のぞみ園運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

登別市保健福祉部障がい福祉グループ

1 募集の目的

登別市児童デイサービスセンターのぞみ園（以下「園」という。）において、障がいや発達特性等により支援が必要な児童を対象とした、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うために、高い専門性を持って安定的かつ継続的な事業運営を行うことができる運営事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 募集等のスケジュール

募集及び事業のスケジュールは次のとおりです。

	項目	日程
1	実施要領の公表 (登別市公式ウェブサイトに掲載)	令和8年7月17日(金)
2	実施要領等に関する質疑受付	令和8年7月17日(金)～7月31日(金)
3	実施要領等に関する質疑回答	質問受付後、随時登別市公式ウェブサイトで回答し、令和8年8月5日(水)までにすべての質問の要旨及び回答を公表します。
4	応募説明会の実施	令和8年7月28日(火) 時間 15:00～16:00 場所：第2委員会室
5	施設見学会	令和8年7月28日(火) 時間 18:00～19:00
6	登別市児童デイサービスセンターのぞみ園運営業務受託申込書の提出	令和8年7月17日(金)～8月12日(水)
7	プレゼンテーション	令和8年8月下旬～9月上旬予定
8	選考委員会	令和8年8月下旬～9月上旬予定
9	受託候補者の決定	選考委員会実施後、2週間を目処に通知予定
10	受託候補者との各種協議	令和8年9月上旬以降

※ 応募意思のある法人は必ず4の応募説明会に参加すること。

3 運営委託する施設の概要

(1) 施設の名称：登別市児童デイサービスセンターのぞみ園

所在地：登別市幌別町3丁目17番地4

建物面積：380.85㎡

建築構造：鉄筋コンクリート

建築年度：昭和60年

建築年数：41年（令和8年4月1日時点）

立地環境：道道387号幌別停車場線沿い、鉄南ふれあいセンターと併設

(2) 利用定員

20人

(3) 運営委託期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日(3年間)

4 運営事業者の応募資格

運営事業者(以下「応募事業者」という。)は、次に掲げる条件のすべてを満たしている者とする。

(1) 当該法人及び代表者が次の者に該当しないこと

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の各号に規定される者

イ 登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成7年訓令第5号)の規定に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項(指定管理者の指定の取り消し・停止)の規定による取り消しを受けたことがある者

エ 破産法(平成16年法律第75号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)により、破産、再生または更正手続の申立てがなされている者等経営状況が著しく不健全である者

オ 登別市児童デイサービスセンターのぞみ園運営業務受託申込書の提出日において、登別市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する暴力団等の構成員を、役員(個人または代表者)並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

(2) 運営委託開始日までに、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する次のすべての事業を実施するために必要な体制を整えることができ、かつ、ア及びイの事業を過去5年以内に実施した実績があること。

ア 児童発達支援

イ 放課後等デイサービス

ウ 保育所等訪問支援

エ 障害児相談支援

オ 児童発達支援センターの機能を整備する業務

5 応募条件

応募事業者は、次に掲げる項目のすべてを遵守できる者であること。

(1) 園の実情に応じて創意工夫を図るとともに、利用児童の最善の利益を考慮し、サービスの質の向上に努めること。

- (2) 園で実施している次のすべての事業を実施すること。
- ア 児童発達支援
 - イ 放課後等デイサービス
 - ウ 保育所等訪問支援
 - エ 障害児相談支援
 - オ 児童発達支援センターの機能を整備する業務
- (3) 障がいや発達特性等により支援が必要な児童の療育について、十分な知識と理解を有していること。
- (4) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）の制度等について理解し、誠実に協議・調整に応じること。
- (5) 事業者選定後、運営委託開始日までの間に業務の引継ぎを行うこと。
- (6) 現施設及び土地は、委託業務以外の事業の用に使用しないこと。
- (7) 園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有している事業者であること。
- (8) 委託業務の実施に当たっては、別紙「のぞみ園運営の条件」のほか、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、登別市児童デイサービスセンター条例（平成15年3月25日条例第2号）、登別市児童デイサービスセンター条例施行規則（平成15年3月28日規則第12号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）及び関係機関からの通知・通達並びにその他関連する法令等を遵守すること。
- (9) 委託業務は、登別市の障がい福祉施策の一翼を担うものであることを十分理解し、市政の推進に積極的に協力すること。

6 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、登別市児童デイサービスセンターのぞみ園運営業務受託申込書の提出日とする。ただし、受託候補者決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

7 応募に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募事業者は、登別市児童デイサービスセンターのぞみ園運営業務受託申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱

提出された書類は返却しない。また、提出書類等は登別市情報公開条例に基づく情報公開の対象となるため、公開請求が行われた場合、公開することがある。ただし、提出書類中の個人情報や事業者の正当な利益を害する恐れがある部分は非公開とする。

(4) 資料の目的外使用の禁止

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(5) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、応募を無効とする。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 著しく信義に反する行為があった場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない書類及び同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合

エ 虚偽の内容が記載されている書類が提出された場合

(6) その他

ア 市が提示する資料及び回答書は、本実施要領等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

イ 本実施要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合は応募事業者に通知する。

ウ 必要により、追加書類や電子データの提出を求めることがある。

8 応募書類の審査方法

(1) 選定委員会の設置

事業者の選定に際しては、登別市職員等で構成する「登別市児童デイサービスセンターのぞみ園運営業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、選定基準に基づき総合的に審査を行う。

なお、応募した法人の役員、職員等の関係者は選定委員会の委員になることができない。

(2) 審査の方法

ア 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）による。

(ア) 資格審査及び書類審査

市は、応募事業者が備える資格及び提出書類等に記載された内容が、本実施要領に掲げる次の各項目を満たしていることを確認する。

- ・「4 運営事業者の応募資格」に掲げる条件のすべてを満たしていること。
- ・「7 応募に関する留意事項（5）応募の無効に関する事項」に該当しないこと。
- ・提出書類全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

※ 上記項目が1項目でも満たされないことが確認された場合は失格とする。

(イ) ヒアリング審査

上記の資格審査及び書類審査を経て、選定委員会はヒアリング審査を行う。

a 時期

審査は令和8年8月下旬～9月上旬を予定しているが、詳細は後日応募事業者に通知する。

b 方法

選定委員会は、提出書類に記載された内容及びプレゼンテーションの内容を評価するとともに、別に定める評価基準表に基づき評価点を算出し、その合計点の高い応募事業者から順に契約交渉順位を定め、合計点の最も高い応募事業者を受託候補者として選定する。

イ 審査の結果は、応募事業者すべてに通知するとともに、市公式ウェブサイトで公表する。

ウ 審査の結果、適格な受託候補者がいないときは、再募集するものとする。

9 選定基準（評価項目）

事業者の選定に当たっては、選定委員会が次の評価項目について、審査・評価を行う。

評 価 項 目
1. 基本的な運営等に関する考えについて (応募動機、障がい児支援の理念、基本方針、受託後の展望等について)
2. 支援の内容等に関する考えについて (提供するサービスの対象と方法、職員の資格、保護者や関係機関への情報提供等について)
3. 安全対策等に関する考えについて (安全対策、保健衛生管理、個人情報の管理等について)
4. 保護者や関係機関との連携に関する考えについて (保護者との連携、関係機関（小中学校を含む）との連携等について)
5. 職員の確保及び処遇、資質向上に関する考えについて (職員の確保策、職員の処遇、人材育成等について)
6. 法人について (経営状況、既存運営施設の状況、受託後の事業収支等について)

10 委託料

(1) 本業務に係る委託料については、運営委託期間（3年間）における総経費の上限を147,636千円（消費税及び地方消費税は第二種社会福祉事業に該当するため非課税）とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

・令和9年度：49,212千円

- ・令和10年度：49,212千円
- ・令和11年度：49,212千円

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

- (2) 委託料の支払いは、各年度における委託料を12で除した額を1か月ごとに支払うものとし、受託事業者は該当月分を翌月の10日までに請求し、市は請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

1.1 利用料の徴収方法

利用料（障害児通所給付費負担金）については、市が直接保護者から徴収する。

1.2 財産の取扱方法等

- (1) 園の敷地の用に供する土地については、無償貸与とする。
- (2) 園の建物の用に供する家屋については、無償貸与とする。
- (3) 園に属する工作物及び備品等については、無償貸与とする。ただし、情報関連機器等（パソコンやプリンター等）の備品については貸与対象から除く。
- (4) 施設等は委託日の現状をもって貸与し、園の維持補修に必要な費用は市の負担とする。

1.3 応募受付期間等

(1) 応募受付

ア 受付期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月12日（水）までの期間において、9時00分～17時30分（土・日曜日、祝日を除く）

イ 提出書類

別紙1「申込書類一覧表」による

ウ 提出先

登別市保健福祉部障がい福祉グループ（登別市中央町6丁目11番地）

エ 提出方法

提出書類は直接持参すること

オ 提出部数

正本1部のほか同じ内容の電子媒体（CD-R等）を提出すること。

(2) 応募説明会・施設見学会の実施

ア 応募説明会

日時 令和8年7月28日（火）15時00分～16時00分

場所 登別市役所本庁舎 第2委員会室（2階）

※ 応募意思のある事業者は必ず参加することとし、参加希望者は7月24日

(金) までに電子メールにて申し込むこと。

イ 施設見学会

日時 令和8年7月28日(火) 18時00分～19時00分

※ 参加人数は1事業者につき5名までとし、参加希望者は7月24日(金)までに、法人名及び参加者氏名を記載して電子メールにて申し込むこと。

ウ 申込先

登別市保健福祉部障がい福祉グループ

メールアドレス welfare2@city.noboribetsu.lg.jp

(3) 応募に関する質問の受付・回答

ア 質問の提出方法

質問書(別紙2)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて提出すること。

なお、誤認防止、かつ、公平性を保つため、上記様式以外での提出は認めないほか、電話及び口頭での個別対応は行わない。

イ 提出先

登別市保健福祉部障がい福祉グループ

メールアドレス welfare2@city.noboribetsu.lg.jp

ウ 質問受付期間

令和8年7月17日(金)から令和8年7月31日(金)正午まで(期限を過ぎた質問については回答できません。)

エ 回答期日

質問受付後、随時登別市公式ウェブサイトで回答します。

令和8年8月5日(水)までに、すべての質問要旨及び回答をまとめ登別市公式ウェブサイト上に公表します。

○ 応募に関する問い合わせ先

登別市保健福祉部障がい福祉グループ

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電 話 : 0143-85-3732

メールアドレス : welfare2@city.noboribetsu.lg.jp